

令和2年9月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和2年度9月補正予算等関係)

子育て・人財局

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和2年9月定例会 議案説明資料目次

子育て・人財局

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和2年度鳥取県一般会計補正予算(第5号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		家庭支援課	2
		総合教育推進課	4
2 歳入歳出事項別明細書		8	
3 節の明細		12	
4 債務負担行為に関する調書	家庭支援課 ほか	13	

【予算関係以外】
(議案)

報告番号	件名	課名等	頁
第8号	鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	子育て王国課	14

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
第3号	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について	総合教育推進課	19

議案説明資料総括表

子育て・人財局（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
家庭支援課	2,982,280	5,400	2,987,680			4,000	1,400	
総合教育推進課	3,773,143	44,802	3,817,945	11,612			33,190	
合計	15,048,159	50,202	15,098,361	11,612		4,000	34,590	

説明

主な事業

- ・(新)社会的養育により生活する子どもの権利擁護支援事業
- ・(新)鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援基金助成金事業
- ・(新)県内等修学旅行支援事業(私立学校)
- ・(新)教育関係施設感染症予防対策支援事業

令和2年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

家庭支援課（内線：7149）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
(新)社会的養育により生活する子どもの権利擁護支援事業	0	1,400	1,400				1,400											
トータルコスト	-	2,187	2,187	（補正に係る主な業務内容）														
従事する職員数	-	0.1人	0.1人	契約事務														
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の防止と要保護児童の支援を図る																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>令和元年に米子児童相談所一時保護所で発生した施設内虐待について、米子児童相談所の改善報告の中で、子どもの権利擁護に関する取組の充実を図る必要があるとしたことや、事案検証を行ったチーム会議の中で「子どもが虐待にあった時に、自らの意思を関係者に伝えるツールである『子どもの権利ノート』について、内容を充実し活用を徹底する必要がある」との指摘があったこと等から、『子どもの権利ノート（鳥取県版、平成18年度発行）』の内容を見直し、新たな権利ノートを作成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>学識経験者、児童福祉施設、弁護士、児童相談所、社会的養育経験者等による専門家会議を開催して内容の検討を行った後、その内容に社会的養育を受けている子どもの意見を反映させ、新たな子どもの権利ノートを作成する。</p> <p>新たに作成した子どもの権利ノートは、県内の対象となる子ども全員に配布して活用方法を周知する。 〔委託先〕鳥取県児童養護施設協議会（予定）</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>鳥取県では、平成12年度に子どもの権利ノートの初版を作成した。平成18年度には内容を刷新して子どもの年代別に3種類（乳幼児版、小学生版、中高生版）の権利ノートを作成して、現在も児童相談所一時保護所や各児童福祉施設において、対象の子どもに配布している。</p> <p style="text-align: center;">＜検証チーム会議において再発防止策として追加検討が必要とされた事項＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">追加検討事項</th> <th>対応状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①正職員の夜間配置など児童相談所の組織体制の強化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童相談所の夜間体制を正職員と夜間指導員の2名体制とした。 ・米子児童相談所の判定保護課を一時保護課と判定課に再編するとともに、正職員を3名増員した。 </td> </tr> <tr> <td>②子どもの権利擁護の充実</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利ノートの内容を充実・見直しと活用の徹底。 →令和2年度9月補正で対応を予定 </td> </tr> <tr> <td>③長期にわたる一時保護のケースにおける委託一時保護の活用等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・保護期間の長期化がやむを得ない場合などの困難なケースについては、外部有識者の助言を求めるなどの対応等を検討していく。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>現在の「子どもの権利ノート」の内容（小学生用（抜粋））</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・あなたは、ひとりのたいせつな人間です。 ・家族と会うことはできるの？ ・いろいろな考え方もあっていいの？ ・いじめられたり、叩かれたりすることはないの？ </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・わたしの話は聞いてくれるの？ ・ひみつにしてほしいことは守ってくれるの？ ・小学校はどうなるの？ ・助けてほしいときの連絡先・はがき </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（約30ページ）</p>									追加検討事項	対応状況	①正職員の夜間配置など児童相談所の組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童相談所の夜間体制を正職員と夜間指導員の2名体制とした。 ・米子児童相談所の判定保護課を一時保護課と判定課に再編するとともに、正職員を3名増員した。 	②子どもの権利擁護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利ノートの内容を充実・見直しと活用の徹底。 →令和2年度9月補正で対応を予定 	③長期にわたる一時保護のケースにおける委託一時保護の活用等	<ul style="list-style-type: none"> ・保護期間の長期化がやむを得ない場合などの困難なケースについては、外部有識者の助言を求めるなどの対応等を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あなたは、ひとりのたいせつな人間です。 ・家族と会うことはできるの？ ・いろいろな考え方もあっていいの？ ・いじめられたり、叩かれたりすることはないの？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・わたしの話は聞いてくれるの？ ・ひみつにしてほしいことは守ってくれるの？ ・小学校はどうなるの？ ・助けてほしいときの連絡先・はがき
追加検討事項	対応状況																	
①正職員の夜間配置など児童相談所の組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童相談所の夜間体制を正職員と夜間指導員の2名体制とした。 ・米子児童相談所の判定保護課を一時保護課と判定課に再編するとともに、正職員を3名増員した。 																	
②子どもの権利擁護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利ノートの内容を充実・見直しと活用の徹底。 →令和2年度9月補正で対応を予定 																	
③長期にわたる一時保護のケースにおける委託一時保護の活用等	<ul style="list-style-type: none"> ・保護期間の長期化がやむを得ない場合などの困難なケースについては、外部有識者の助言を求めるなどの対応等を検討していく。 																	
<ul style="list-style-type: none"> ・あなたは、ひとりのたいせつな人間です。 ・家族と会うことはできるの？ ・いろいろな考え方もあっていいの？ ・いじめられたり、叩かれたりすることはないの？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・わたしの話は聞いてくれるの？ ・ひみつにしてほしいことは守ってくれるの？ ・小学校はどうなるの？ ・助けてほしいときの連絡先・はがき 																	

令和2年度一般会計補正予算説明資料

家庭支援課（内線：7869）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
（新）鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援基金助成金事業	0	4,000	4,000			(寄附金) 4,000												
トータルコスト	-	4,787	4,787	(補正に係る主な業務内容)														
従事する職員数	-	0.1人	0.1人	補助金の交付、関係機関との連絡調整														
工程表の政策目標(指標)	-																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内在住者の方からの寄附金を活用し、鳥取県社会福祉協議会において、ひとり親家庭等の子で大学等に進学する者の入学準備に必要な経費を支援する基金事業を行うにあたり、その原資を助成する。</p> <p>※寄附者の方は、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭の子が大学進学をする際の支援に活用してほしいとの意向から寄附をされたものであり、寄附者の意向に沿い寄附金を活用した事業を行う。</p>																		
<p>2 主な事業内容</p> <p>経済的に厳しい状況におかれているひとり親家庭の子等で大学等に進学を希望する者に対し、大学等への入学準備にかかる経費を支援するため、鳥取県社会福祉協議会において基金を創設し、支援金を給付する事業に対して助成する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象者</td> <td>県内の高等学校または高等専修学校の生徒で、住民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の子または児童養護施設入所児童で、大学・短大・専門学校へ進学を希望する者。対象者が在学する学校から候補者の推薦を受け、鳥取県社会福祉協議会内に設置する審査会において給付対象者を選定する。</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>1人あたり100千円</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>鳥取県社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>4,000千円（100千円×約10人／年×4年）</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県10/10</td> </tr> </table> <p>なお、当該基金について県及び鳥取県社会福祉協議会で広報し、今後も追加の寄附金を募る。</p>									対象者	県内の高等学校または高等専修学校の生徒で、住民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の子または児童養護施設入所児童で、大学・短大・専門学校へ進学を希望する者。対象者が在学する学校から候補者の推薦を受け、鳥取県社会福祉協議会内に設置する審査会において給付対象者を選定する。	支給額	1人あたり100千円	実施主体	鳥取県社会福祉協議会	事業費	4,000千円（100千円×約10人／年×4年）	補助率	県10/10
対象者	県内の高等学校または高等専修学校の生徒で、住民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の子または児童養護施設入所児童で、大学・短大・専門学校へ進学を希望する者。対象者が在学する学校から候補者の推薦を受け、鳥取県社会福祉協議会内に設置する審査会において給付対象者を選定する。																	
支給額	1人あたり100千円																	
実施主体	鳥取県社会福祉協議会																	
事業費	4,000千円（100千円×約10人／年×4年）																	
補助率	県10/10																	
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>ひとり親家庭の児童が大学等へ進学する場合、入学にあたって必要な物品を購入するための資金（就学支度資金）及び入学後の授業料、書籍代等の資金（修学資金）について、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っている。</p> <p>また、令和2年4月より、高等教育修学支援新制度（文部科学省）が開始され、認定を受けた大学等に進学する学生で一定の成績要件を満たす者を対象に、世帯の所得額に応じて授業料の減免措置が受けられることとなった。</p>																		

令和2年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

総合教育推進課(内線:7022)

8目 私立学校振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県内等修学旅行支援事業(私立学校)	0	3,000	3,000	3,000				
トータルコスト	-	3,787	3,787	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	-	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明				【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要 新型コロナウイルスの影響により、私立学校(私立中学校、私立高等学校)が修学旅行等を県内等で実施する場合の費用について支援することで、生徒がふるさとについて学ぶ機会を創出し、地域への愛着を育む。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 対象者 私立中学校及び私立高等学校の生徒保護者</p> <p>(2) 対象経費 新型コロナウイルスの影響により、修学旅行等を県内等に変更した場合の旅行費用(他の補助金等を活用した額を除く)。</p> <p>(3) 補助率 県 10/10 【上限】 宿泊: 生徒1人あたり 1泊 5,000円(最大2泊分まで) 日帰り: 生徒1人あたり 3,000円 ※県負担に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当。</p> <p>3 これまでの取組、改善点 全国的(世界的)に新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染者の多い地域等への修学旅行等の確実な実施が見通せない中、旅行先を県内(近県日帰り)とした場合の旅行費用を支援することにより、新型コロナウイルスへの感染リスクの低減を図るとともに、生徒がふるさとへの愛着を育む契機とする。</p>								

令和2年度一般会計補正予算説明資料

総合教育推進課（内線：7022）

8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 教育関係施設感染症予防対策支援事業	0	3,000	3,000	3,000				
トータルコスト	-	3,787	3,787	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	-	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明				【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教育関係施設の感染症予防対策に必要な経費について補助を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 対象施設 教育関係施設（フリースクール、各種学校等）</p> <p>(2) 対象経費 各教育関係施設が実施する感染予防対策（消毒液やマスクの購入に係る経費）に必要な経費。</p> <p>(3) 補助率 県 10/10 ※補助上限額：1施設あたり 300千円 ※県負担に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当。</p> <p>(4) 取組例 ・ 消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の購入経費 ・ 3密対策として、換気に必要なサーキュレーター等の購入経費 ・ 3密対策として、空き教室等を活用して授業を実施する場合に必要な備品購入費等</p> <p>3 これまでの取組、改善点 国2次補正予算及び県8月補正予算により、私立学校（中・高・専）が実施する感染予防対策に必要な経費に対する補助制度が整備された。全国的な新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、フリースクールや各種学校等の教育関係施設についても同様の補助制度を整備し、新型コロナウイルス感染拡大防止策の強化を図る。</p>								

令和2年度一般会計補正予算説明資料

総合教育推進課（内線：7022）

8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校施設整備費補助金	〔債務負担行為〕 81,922 30,838	〔債務負担行為〕 6,453 825	〔債務負担行為〕 88,375 31,663				〔債務負担行為〕 6,453 825	
トータルコスト	35,560	1,612	37,172	（補正に係る主な業務内容） 補助金交付事務				
従事する職員数	0.6人	0.1人	0.7人					
工程表の政策目標（指標）	県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 私立中学校・高等学校の校舎等の改築、改修（耐震補強工事等）に要する経費の一部を助成することにより、教育環境の整備を図る。</p> <p>2 主な事業内容 私立学校振興資金利子補助金 （1）内 容 私立高等学校が新たに実施する施設整備事業のための借入金に係る利息の支払いに対する助成。 （2）事業主体 私立学校等の設置者 （3）対象経費 金融機関等への支払利息（1%まで、最長10年間） （4）実施校の概要 鳥取城北高校（生徒用第二寮整備） （5）債務負担行為 令和3～12年度（6,453千円）</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 平成28年度から平成30年度までの期間に鳥取敬愛高校、鳥取城北高校、倉吉北高校及び米子北高校の改築事業に対して経費の一部を助成し、耐震化率（文科省調査ベース）は100%を達成した。 私立学校の校舎の耐震化については目途がしたが、その他の施設の老朽化に伴う修繕やトイレの洋式化等の大規模修繕等を必要としている学校もあることから、学校設置者の意向も伺いながら、引き続き必要な助成を行い、生徒のより良い教育環境の充実を図っていく必要がある。</p>								

令和2年度一般会計補正予算説明資料

総合教育推進課（内線：7841）

8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
私立学校教育振興補助金	1,940,691	37,977	1,978,668	5,612			32,365													
トータルコスト	1,946,987	38,764	1,985,751	（補正に係る主な業務内容） 補助金交付事務																
従事する職員数	0.8人	0.1人	0.9人																	
工程表の政策目標（指標）	－																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要 私立学校の教育条件の維持向上、保護者の教育費負担の軽減及び学校の経営の安定化を図り各私立学校の特色ある取組を支援するため、運営費の一部を助成する。</p> <p>2 主な事業内容 私立高等学校等教育振興補助金（一般分） 私立高等学校の生徒数が、想定を上回ったことによる増額補正。 所要額 37,977 千円 生徒数 3,402 人（当初予算）→ 3,482 人（令和2年5月1日現在） 80人増</p> <p>【参考】 一般分（補助額）：学校単価＋（生徒単価×生徒数）</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大規模校</th> <th>中規模校</th> <th>小規模校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校単価</td> <td style="text-align: right;">38,570</td> <td style="text-align: right;">32,532</td> <td style="text-align: right;">28,681</td> </tr> <tr> <td>生徒単価</td> <td style="text-align: right;">366</td> <td style="text-align: right;">392</td> <td style="text-align: right;">422</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 これまでの取組状況、改善点 （1）一般分 ・平成19年度に単価方式に変更して以降、概ね3年ごとに、学校経営の実態に基づき、単価を見直している。（平成22、25、26、28、令和元年度） ・適正な教育環境を担保する観点から、収容定員（全学年・全学科の合計）の110%を超過した生徒分は、補助対象外とした。（平成29年度） （2）特別分 ・身近な地域で学ぶ実践教育支援事業に、「ふるさとキャリア教育」の取組に対する補助を追加した。（令和2年度）</p>									区分	大規模校	中規模校	小規模校	学校単価	38,570	32,532	28,681	生徒単価	366	392	422
区分	大規模校	中規模校	小規模校																	
学校単価	38,570	32,532	28,681																	
生徒単価	366	392	422																	

令和2年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書(子育て・人財局)

(単位:千円)

節	款 項 目	2 款 総務費								
		補正前	補正額	補正後	うち子育て・人財局			1 項 総務管理費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	577,239		577,239	2,799		2,799	317		317
2	給 料	3,177,821		3,177,821	30,712		30,712			
3	職 員 手 当 等	4,615,344		4,615,344	15,605		15,605			
4	共 済 費	1,163,931		1,163,931	10,785		10,785			
	職員に係るもの(給与費)	1,069,944		1,069,944	10,408		10,408			
	賃金に係るもの(その他)	93,987		93,987	377		377			
5	災 害 補 償 費	500		500						
6	恩 給 及 び 退 職 年 金	7,116		7,116						
7	報 償 費	258,557		258,557	699		699	115		115
8	旅 費	251,683		251,683	2,121		2,121	844		844
	費用弁償	38,940		38,940	541		541	364		364
	普通旅費	164,094		164,094	1,170		1,170	420		420
	特別旅費	48,649		48,649	410		410	60		60
9	交 際 費	2,900		2,900						
10	需 用 費	638,406		638,406	1,592		1,592	110		110
	食糧費	22,077		22,077	200		200	30		30
	その他の需用費	616,329		616,329	1,392		1,392	80		80
11	役 務 費	591,840	800	592,640	593		593	80		80
12	委 託 料	7,412,286	157,589	7,569,875	12,185		12,185	1,188		1,188
13	使用料及び賃借料	847,692		847,692	520		520	50		50
14	工 事 請 負 費	2,701,277	15,356	2,716,633						
15	原 材 料 費	565		565						
16	公 有 財 産 購 入 費	12,710		12,710						
17	備 品 購 入 費	100,258	1,025	101,283						
18	負担金、補助及び交付金	10,270,270	156,384	10,426,654	4,083,040	44,802	4,127,842	3,482,376	44,802	3,527,178
19	扶 助 費									
20	貸 付 金	1,800		1,800						
21	補償、補填及び賠償金	170,200		170,200						
22	償還金、利子及び割引料				20,000		20,000	20,000		20,000
23	投 資 及 び 出 資 金									
24	積 立 金	2,344,222		2,344,222						
25	寄 付 金		67,800	67,800						
26	公 課 費	269		269						
27	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	35,146,886	398,954	35,545,840	4,180,651	44,802	4,225,453	3,505,080	44,802	3,549,882
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	5,844,747	150,061	5,994,808	1,396,310	11,612	1,407,922	1,376,660	11,612	1,388,272
	地 方 債	4,763,000	141,000	4,904,000	60,000		60,000	13,000		13,000
	そ の 他	1,655,330	70,000	1,725,330	390,094		390,094	411		411
	一 般 財 源	22,883,809	37,893	22,921,702	2,334,247	33,190	2,367,437	2,115,009	33,190	2,148,199

令和2年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書(子育て・人財局)

(単位:千円)

款 項 目	3 款 民生費									
	うち子育て・人財局									
	8 目 私立学校振興費									
	節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	317		317	341,477		341,477	112,388		112,388	
2 給 料				1,635,414		1,635,414	403,095		403,095	
3 職 員 手 当 等				933,723		933,723	229,444		229,444	
4 共 済 費				592,910		592,910	150,205		150,205	
職員に係るもの(給与費)				554,226		554,226	136,605		136,605	
賃金に係るもの(その他)				38,684		38,684	13,600		13,600	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	115		115	69,383	1,492	70,875	14,735		14,735	
8 旅 費	844		844	59,747	1,245	60,992	13,651		13,651	
費用弁償	364		364	14,176		14,176	5,783		5,783	
普通旅費	420		420	22,715	45	22,760	5,397		5,397	
特別旅費	60		60	22,856	1,200	24,056	2,471		2,471	
9 交 際 費				200		200	100		100	
10 需 用 費	110		110	138,245	153	138,398	30,721		30,721	
食糧費	30		30	2,172	24	2,196	551		551	
その他の需用費	80		80	136,073	129	136,202	30,170		30,170	
11 役 務 費	80		80	67,613	100	67,713	11,546		11,546	
12 委 託 料	1,188		1,188	3,308,163	10,200	3,318,363	2,235,102	1,400	2,236,502	
13 使用料及び賃借料	50		50	67,416	210	67,626	8,978		8,978	
14 工 事 請 負 費				78,977		78,977	15,881		15,881	
15 原 材 料 費										
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費				12,687		12,687	1,152		1,152	
18 負担金、補助及び交付金	3,482,376	44,802	3,527,178	37,128,867	24,409	37,153,276	6,890,340	4,000	6,894,340	
19 扶 助 費				1,676,510		1,676,510	138,641		138,641	
20 貸 付 金				24,380		24,380	24,360		24,360	
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金				1,248,502		1,248,502	202,547		202,547	
25 寄 付 金				950		950				
26 公 課 費				63		63				
27 繰 出 金				3,302,224		3,302,224	2,514		2,514	
予 備 費										
計	3,485,080	44,802	3,529,882	50,687,451	37,809	50,725,260	10,485,400	5,400	10,490,800	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,376,660	11,612	1,388,272	5,860,263	22,500	5,882,763	2,344,672		2,344,672
	地 方 債	13,000		13,000	506,000		506,000	127,000		127,000
	そ の 他	411		411	2,140,138	4,909	2,145,047	117,960	4,000	121,960
	一 般 財 源	2,095,009	33,190	2,128,199	42,181,050	10,400	42,191,450	7,895,768	1,400	7,897,168

令和2年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書(子育て・人財局)

(単位:千円)

節	款 項 目	2 項 児童福祉費								
					1 目 児童福祉総務費			3 目 母子福祉費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	112,225		112,225	111,975		111,975			
2	給 料	403,095		403,095	403,095		403,095			
3	職 員 手 当 等	229,444		229,444	229,444		229,444			
4	共 済 費	150,205		150,205	150,203		150,203			
	職員に係るもの(給与費)	136,605		136,605	136,605		136,605			
	賃金に係るもの(その他)	13,600		13,600	13,598		13,598			
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	報 償 費	12,188		12,188	8,019		8,019	3,812		3,812
8	旅 費	12,309		12,309	10,610		10,610	426		426
	費用弁償	5,591		5,591	5,454		5,454	132		132
	普通旅費	4,869		4,869	3,619		3,619	102		102
	特別旅費	1,849		1,849	1,537		1,537	192		192
9	交 際 費	100		100	100		100			
10	需 用 費	26,782		26,782	20,595		20,595	59		59
	食糧費	463		463	394		394	12		12
	その他の需用費	26,319		26,319	20,201		20,201	47		47
11	役 務 費	9,415		9,415	8,277		8,277	180		180
12	委 託 料	2,203,677	1,400	2,205,077	297,645	1,400	299,045	7,446		7,446
13	使用料及び賃借料	6,578		6,578	5,130		5,130	127		127
14	工 事 請 負 費	15,881		15,881	15,881		15,881			
15	原 材 料 費									
16	公 有 財 産 購 入 費									
17	備 品 購 入 費	1,152		1,152	986		986			
18	負担金、補助及び交付金	6,876,445	4,000	6,880,445	5,559,648		5,559,648	15,766	4,000	19,766
19	扶 助 費	137,596		137,596	3,238		3,238	96,042		96,042
20	貸 付 金	24,360		24,360	24,360		24,360			
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投 資 及 び 出 資 金									
24	積 立 金	202,547		202,547	202,547		202,547			
25	寄 付 金									
26	公 課 費									
27	繰 出 金	2,514		2,514				2,514		2,514
	予 備 費									
	計	10,426,513	5,400	10,431,913	7,051,753	1,400	7,053,153	126,372	4,000	130,372
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	2,330,165		2,330,165	1,313,530		1,313,530	57,713		57,713
	地 方 債	127,000		127,000	127,000		127,000			
	そ の 他	117,960	4,000	121,960	105,913		105,913	4	4,000	4,004
	一 般 財 源	7,851,388	1,400	7,852,788	5,505,310	1,400	5,506,710	68,655		68,655

令和2年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書(子育て・人財局)

(単位:千円)

節	款 項 目	子育て・人財局 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	117,608		117,608
2	給料	441,485		441,485
3	職員手当等	249,116		249,116
4	共済費	163,969		163,969
	職員に係るもの(給与費)	149,615		149,615
	賃金に係るもの(その他)	14,354		14,354
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	15,583		15,583
8	旅費	16,154		16,154
	費用弁償	6,396		6,396
	普通旅費	6,820		6,820
	特別旅費	2,938		2,938
9	交際費	100		100
10	需用費	32,904		32,904
	食糧費	751		751
	その他の需用費	32,153		32,153
11	役務費	13,175		13,175
12	委託料	2,281,517	1,400	2,282,917
13	使用料及び賃借料	9,593		9,593
14	工事請負費	15,881		15,881
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	1,152		1,152
18	負担金、補助及び交付金	11,100,300	48,802	11,149,102
19	扶助費	340,201		340,201
20	貸付金	24,360		24,360
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料	20,000		20,000
23	投資及び出資金			
24	積立金	202,547		202,547
25	寄付金			
26	公課費			
27	繰出金	2,514		2,514
	予備費			
	計	15,048,159	50,202	15,098,361
財 源 内 訳	国庫支出金	3,834,500	11,612	3,846,112
	地方債	187,000		187,000
	その他	508,060	4,000	512,060
	一般財源	10,518,599	34,590	10,553,189

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等	
2款 総務費			
1項	総務管理費		
	8目	私立学校振興費	
	負担金、補助 及び交付金	県内等修学旅行支援事業補助金	3,000
		教育関係施設感染症予防対策支援事業補助金	3,000
		鳥取県私立学校振興資金利子補助金	825
		鳥取県私立高等学校教育振興補助金	37,977
3款 民生費			
2項	児童福祉費		
	3目	母子福祉費	
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援基金助成金事業補助金	4,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳		
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円
令和2年度 喜多原学園管理運営費	家庭支援課	51,158			令和3年度から 令和5年度まで	51,158			51,158

変更

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳		
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円
令和2年度 私立学校施設整備費補助金	総合教育推進 課	補正前の額 81,922			令和3年度から 令和12年度まで	81,922			81,922
		補正額 6,453				6,453			6,453
		補正後の額 88,375				88,375			88,375

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 青少年が自らの裸体等を撮影させられた上でメール等によりその画像等を送らされる被害が発生していることに鑑み、青少年に対して児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止すること等により、青少年の健全な育成環境の形成を図るため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 何人も、正当な理由がなく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないものとする。 (2) 有害図書類又は有害玩具刃物類を青少年に販売等を行うことを禁ずる規定について、インターネットの利用その他の方法により鳥取県内において当該行為を行った全ての図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者に適用することを明示する。 (3) (1)に違反した者は、30万円以下の罰金に処するものとする。 (4) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等 ア 施行期日は、令和 3 年 1 月 1 日とする(1)と(3)を除き、公布の日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>【参考】改正の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、スマートフォンの急速な普及に伴い、青少年がインターネットに起因するトラブルや事件に巻き込まれる事例が発生しているところ。 そのうちコミュニティサイト、SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) 等を通じて、騙されたり脅されたりして、児童が自らの裸体等を撮影させられ、メール等で送信させられるいわゆる「自画撮り」被害が児童ポルノ事犯全体の約 4 割を占め最多となっており、平成 24 年以降毎年増加している。 しかしながら、現行のいわゆる児童ポルノ禁止法等の法律には、自画撮り被害の原因となる要求行為 (青少年に対し画像を送るよう働きかけること) を規制する規定がなく県内でも青少年の自画撮り被害が発生している。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この章以下において「<u>玩具刃物類</u>」とは、<u>玩具</u>、<u>刃物</u>（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）及びこれらに類するものをいう。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この章以下において「<u>がん具刃物類</u>」とは、<u>がん具</u>、<u>刃物</u>（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）及びこれらに類するものをいう。</p> <p>4・5 略</p>
<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>玩具刃物類</u>の販売等を業とする者は、<u>玩具刃物類</u>の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>玩具刃物類</u>を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないよう努めなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 略</p>	<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>がん具刃物類</u>の販売等を業とする者は、<u>がん具刃物類</u>の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>がん具刃物類</u>を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないよう努めなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 略</p>
<p>(自動販売機等への収納等の自主規制)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>玩具刃物類</u>の販売等を業とする者は、<u>玩具刃物類</u>の形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>玩具刃物類</u>を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(自動販売機等への収納等の自主規制)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>がん具刃物類</u>の販売等を業とする者は、<u>がん具刃物類</u>の形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>がん具刃物類</u>を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。</p> <p>3～6 略</p>
<p>(図書類又は<u>玩具刃物類</u>の自動販売機等の設置の届出等)</p> <p>第12条の4 自動販売機等により図書類又は<u>玩具刃物類</u>（その形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認められるものに限る。次条において同じ。）の販売等をしようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(図書類又は<u>がん具刃物類</u>の自動販売機等の設置の届出等)</p> <p>第12条の4 自動販売機等により図書類又は<u>がん具刃物類</u>（その形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認められるものに限る。次条において同じ。）の販売等をしようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p>

(1)～(5) 略

(6) 自動販売機等に収納する図書類又は玩具刃物類の種類

2～7 略

(自動販売機等管理者の設置)

第12条の5 自動販売機等により図書類又は玩具刃物類の販売等をする者は、自動販売機等ごとに、図書類又は玩具刃物類の販売等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の所在する市町村の区域内に住所を有し、かつ、当該自動販売機等に現に収納されている図書類又は玩具刃物類について、次条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったとき、又は第17条第4項の除去の命令がされたときは、直ちに当該自動販売機等に収納されている当該図書類又は玩具刃物類を除去することのできる者でなければならない。

(有害玩具刃物類の指定)

第14条の2 知事は、玩具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該玩具刃物類を青少年に有害な玩具刃物類として指定することができる。

(1)～(3) 略

2・3 略

(有害図書類又は有害玩具刃物類の譲渡等の制限)

第15条 略

2 何人も、前条第1項の規定により指定された玩具刃物類（以下「有害玩具刃物類」という。）を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないようにしなければならない。

(有害図書類又は有害玩具刃物類の販売等の禁止)

第16条 図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害玩具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させてはならない。

2 前項の規定は、インターネットの利用その他の方法により鳥取県内において前項に規定する行為を行った全ての図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者に適用する。

(1)～(5) 略

(6) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具刃物類の種類

2～7 略

(自動販売機等管理者の設置)

第12条の5 自動販売機等により図書類又はがん具刃物類の販売等をする者は、自動販売機等ごとに、図書類又はがん具刃物類の販売等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の所在する市町村の区域内に住所を有し、かつ、当該自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について、次条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったとき、又は第17条第4項の除去の命令がされたときは、直ちに当該自動販売機等に収納されている当該図書類又はがん具刃物類を除去することのできる者でなければならない。

(有害がん具刃物類の指定)

第14条の2 知事は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に有害ながん具刃物類として指定することができる。

(1)～(3) 略

2・3 略

(有害図書類又は有害がん具刃物類の譲渡等の制限)

第15条 略

2 何人も、前条第1項の規定により指定されたがん具刃物類（以下「有害がん具刃物類」という。）を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないようにしなければならない。

(有害図書類又は有害がん具刃物類の販売等の禁止)

第16条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させてはならない。

(有害図書類又は有害玩具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害玩具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は玩具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又は玩具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害玩具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくは玩具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 略

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第18条 略

(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)

第18条の2 何人も、正当な理由がなく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求めてはならない。

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 常習として第16条第1項又は第17条第1項の規定に違反する行為をした者

(2) 略

3・4 略

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 略

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第18条 略

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 常習として第16条又は第17条第1項の規定に違反する行為をした者

(2) 略

3・4 略

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下

<p>の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第16条第1項</u>、第17条第1項、第21条の2第1項又は第21条の3の規定に違反した者</p> <p>(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は<u>有害玩具刃物類</u>を除去しなかった者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>第18条の2の規定に違反した者</u></p> <p>6～9 略</p>	<p>の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第16条</u>、第17条第1項、第21条の2第1項又は第21条の3の規定に違反した者</p> <p>(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は<u>有害がん具刃物類</u>を除去しなかった者</p> <p>(3) 略</p> <p>6～9 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の次に1条を加える改正規定及び第26条第5項に1号を加える改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

区 分	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について																				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第5項の規定に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会から、別添のとおり公立大学法人公立鳥取環境大学の令和元年度における業務の実績に関する評価の報告があったので、同条第6項の規定により、これを本議会に報告する。</p> <p>2 公立大学法人公立鳥取環境大学の令和元年度における業務の実績に関する評価概要</p> <p>(1) 全体評価</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>年度計画を概ね達成</td> </tr> </table> <p>(2) 大項目別評価</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">大項目別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">評 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学の教育等の質の向上に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td>年度計画を概ね達成</td> </tr> <tr> <td>業務運営の改善及び効率化に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td>年度計画を概ね達成</td> </tr> <tr> <td>安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td>年度計画を概ね達成</td> </tr> <tr> <td>点検・評価・情報公開に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td>年度計画を概ね達成</td> </tr> <tr> <td>その他業務運営に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td>年度計画を概ね達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○江崎理事長就任（平成30年4月）以降、新たな体制による大学運営が始まり、理事長のリーダーシップの下、平成30年10月に「SDGs取組宣言」を行い、SDGs活動に着手するなど、積極的に様々な大学改革に取り組んでいる。令和元年度は、大学の建学の理念である「人と社会と自然との共生」に合致するSDGsの達成に貢献するため、「教育」、「研究」、「地域貢献」の各分野における具体的な活動計画を策定し、授業等でSDGs教育を実践したほか、社会的な関心の高いテーマで特別シンポジウムを開催したり、環境学部と経営学部の教員が連携して啓発的専門書を出版するなど、SDGsの取組を推進した。 ○地域連携・地域貢献の取組においては、各学部で地域志向科目を増加・充実させ、地域志向科目の修了等の要件を満たした学生を地域人材として認定する資格制度「TUES 麒麟マイスター」や当該マイスターが行う一定の研究課題に助成する「麒麟特別研究」制度を創設するなど地域人材の育成に力を入れるとともに、県内の行政・団体等と連携して形成したプラットフォーム「食のみやこ鳥取づくり連携支援計画」が国の承認を受けるなど、産官学の連携協力体制の構築を着実に進めている。 ○令和2年度入試では、18歳人口が減少傾向にある中、志願倍率が4.9倍、入学定員充足率は110.9%となり、多くの志願者・入学者を集め、令和元年度卒業生の就職内定率は98.7%で目標値の全国国公立大学の平均値（93.5%）以上を達成している。 ○決算は、約23百万円の当期総利益、自己財源約9億円であり、財政面での安定的な経営確保に努めている。 ○令和2年度の入学者に占める県内入学率は16.0%と、前年度の15.7%から微増となっているが、中期目標期間内の県内入学率25%以上を達成するためには、更なる増加が求められる。また、令和元年度卒業生の県内就職率は23.4%と、前年度からマイナス0.3ポイント微減しており、中期目標期間内に県内就職率30%以上を達成するためには、更なる努力が必要である。今後、商工団体や経済界、行政等関係機関と連携してインターンシップや企業説明会、企業との交流会など、学生と県内企業とのマッチング強化に取り組んでいただきたい。 	B	年度計画を概ね達成	大項目別	評 価		大学の教育等の質の向上に関する事項	B	年度計画を概ね達成	業務運営の改善及び効率化に関する事項	B	年度計画を概ね達成	安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項	B	年度計画を概ね達成	点検・評価・情報公開に関する事項	B	年度計画を概ね達成	その他業務運営に関する事項	B	年度計画を概ね達成
B	年度計画を概ね達成																				
大項目別	評 価																				
大学の教育等の質の向上に関する事項	B	年度計画を概ね達成																			
業務運営の改善及び効率化に関する事項	B	年度計画を概ね達成																			
安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項	B	年度計画を概ね達成																			
点検・評価・情報公開に関する事項	B	年度計画を概ね達成																			
その他業務運営に関する事項	B	年度計画を概ね達成																			